

令和5年第3回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和5年9月15日（金） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第50号 工事請負契約の締結について（総務文教委員会）
- 日程第 2 議案第52号 竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する  
条例案（総務文教委員会）
- 日程第 3 議案第58号 令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）（総務文教  
委員会）
- 日程第 4 議案第51号 竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案（民生都  
市建設委員会）
- 日程第 5 議案第53号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案（民生都市建設  
委員会）
- 日程第 6 議案第54号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条  
例の一部を改正する条例（民生都市建設委員会）
- 日程第 7 議案第59号 令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1  
号）（民生都市建設委員会）
- 日程第 8 議案第60号 令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
（民生都市建設委員会）
- 日程第 9 請受第5-1号 消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書（総務  
文教委員会）
- 日程第10 陳受第5-6号 中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書（民生都  
市建設委員会）
- 日程第11 報告第 9号 損害賠償額の決定について
- 日程第12 議案第61号 竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

令和5年9月15日開議

(令和5年9月15日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	欠 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	欠 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道面篤信

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
観 光 ま ち づ くり 担 当 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	富 本 健 司	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付しております。この日程のとおり会議を進めます。

---

日程第1～日程第3

議長（大川弘雄君） 日程第1、議案第50号工事請負契約の締結についてから日程第3、議案第58号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

9 番川本円総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（川本 円君） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教委員会委員長報告を行います。

当委員会に付託されました議案は、議案第50号工事請負契約の締結について、議案第52号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、議案第58号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、以上の議案3件であります。

委員会において主な質疑と答弁を御紹介いたしますと、議案第50号工事請負契約の締結についてにおいて、今回の契約での入札結果を見ると市内業者が入っていないがその理由はどの質疑に対して、現時点においてポンプ設置工事に必要とされる要件を満たす事業者が市内にいないとの答弁でした。

また、ポンプ設置工事以外では市内業者に発注する予定はないかとの質疑に対して、設置するに当たっての躯体工事は市内業者へ、またポンプ設置工事自体の下請や電気工事も市内業者にできるように受注者をお願いしているところでの答弁でありました。

以上、慎重審議を行った結果、議案第50号、議案第52号、議案第58号については全会一致で原案可決となりました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第50号工事請負契約の締結について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号竹原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第58号令和5年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4～日程第8

議長（大川弘雄君） 日程第4、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案から日程第8、議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題といたします。

本件は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番下垣内和春民生都市建設常任委員会委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

委員長報告をさせていただきます。

民生都市建設委員会に付託された議案は、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案、議案第53号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案、議案第54号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、議案第59号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

主な質疑として、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案に対する質疑では、もし子供が増えてきた場合東野保育所の再開というのは検討されるのかとの質疑があり、答弁として、竹原市内で子供が今後増えていくという状況になった場合には竹原市全体の中で全体の数、施設側の受入れ体制の問題等々を含め、どういう形がいいのか検討しながら進めてまいりたいと思いますとの答弁がありました。

以上、慎重審議の結果、付託された5議案全てが全会一致で原案どおり可決したことを報告いたします。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第51号竹原市保育所設置及び管理条例を廃止する条例案に反対をしたいと思います。

9月5日の本会議の議案質疑答弁で明らかなように、竹原市の財政健全化計画の中で取り組んできた東野保育所の廃止に伴う施設維持管理費の削減効果は僅か約200万円ですが、竹原市の財政健全化計画の効果額は2023年度末で累計で27億6,800万円となり、財政健全化の目標は達成したと報道されております。

また、東野保育所の廃止に伴う地域の振興ビジョンは示されておられません。

2年前に地元議員の一般質問は、現段階で多くの保護者や地域の皆さんが一番望んでいることは保育所の継続です、また数年前と比較して園児が増加していることを直視し、竹原市の保育の在り方についても考え方を改めることが必要ですと東野保育所の継続、存続を求めていました。この東野保育所を廃止すれば地域の保育市民サービスの重要な機能が失われます。

同時に、公共施設が果たす役割や地域のにぎわいも失うことは明らかであります。今竹原市に緊急に必要な施策はいかに竹原市の人口減少に歯止めをかけるかであり、そのために住みよい竹原市を築くためには子育て支援や子育て環境の整備、働く場所の確保や公共施設が担う役割を地域住民と協働でしかも丁寧に推進して、地域のにぎわいと元気な竹原市を、地域を取り戻すしかありません。

以上で私は議案51号に反対をしたいと思います。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第59号令和5年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第60号令和5年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9

議長（大川弘雄君） 日程第9、請受第5-1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書を議題といたします。

本案は総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

9 番川本円総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（川本 円君） それでは、引き続き総務文教委員会委員長報告を行います。

当委員会に付託されましたのは、請受第5－1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書の1件についてであります。

請受第5－1号については、紹介議員より説明を受けた後、委員からインボイス制度の実施延期を求めることとされているが内容はインボイス制度反対に聞こえるとの指摘と、具体的に延期する期間はいつまでとの質疑がありましたが、把握できていないとの答弁がありました。

以上、慎重審議を行った結果、請受第5－1号については採択することに賛成が少数となり不採択とすべきものとなりました。

以上で委員長報告とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決いたします。

念のため申し上げます。本案に対する委員長報告は不採択でありますので、請願に対して賛成の討論から行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

1 番平井明道議員。

1 番（平井明道君） 私は、松本議員から出された消費税インボイス制度の実施延期の請願書に賛同します。

その理由は、今回のインボイス制度は経済弱者への課税強化であり到底賛同できません。世界はいまだに新型コロナウイルスやウクライナ戦争によりエネルギー不足や食糧不足により未曾有の経済不況の中にあり、約100か国以上で減税施策が取られています。先日、ドイツにおいても5兆円以上の減税施策が発表されております。世界は市民生活を支えるために自国の通貨を発行して賄っているのです。このタイミングで増税で賄おうと

する国民の気持ちに寄り添わない国は、私が調べた限り日本だけです。今、日本は好景気なのでしょうか。実質賃金は15か月連続で減少する一方で、電気代の上昇、ガソリン代、価格の高騰などで市民の生活はさらに厳しいものとなっています。

ウクライナ戦争の泥沼化に新型コロナウイルスが与えた経済ダメージが残る中で、どうして売上高1,000万円以下の零細企業に今課税する必要があるのでしょうか。国民の中には、売上高1,000万以下の事業者は消費税免税事業者として消費税を預かりながら払っていないからおかしいとインボイス制度に賛成される方がいらっしゃいます。しかしながら、これは全くの誤解です。消費税納税業者は物の価格と消費税を分けて消費者から金銭を預かっていると思われておりますが、税法上は単なる物やサービスの対価の合計にすぎません。簡単にいうと、消費者は物やサービスの対価としてお金を支払っているけれども、消費税を納めるのは事業者であり消費者ではありません。事業者は法人税と消費税を直接税として税務署に収めています。消費税は間接税ではありません。たばこ税、入湯税やゴルフ場利用税のように預かっている税金ではないのです。これは平成2年3月26日東京地裁判決や同年11月26日の大阪地裁判決で、免税事業者は物やサービスの対価として事業を行っているだけで消費税を預かったりしておらず、益税ではないと裁判所が今から30年も前に確定判決を出しています。最近では、令和5年2月10日の国会で財務大臣政務官の金子氏も、売上げ1,000万円以下の事業者が預かっている消費税はなく、益税もないとはっきり答弁され、政府も免税事業者が消費税を預かっていないと認めております。これは要するに、課税が困難な零細事業者のための制度が法的に認められているという証拠であり、零細事業者の生活の安定を図ることが狙いであるためです。

しかしながら、それでもインボイス制度を導入し、売上げ1,000万円以下の零細事業者から消費税を取るべきであると考えておられるなら、皆さんが今受けられている軽減税率がなくなった場合を想像してみてください。もし所得税の軽減を受けている方や法人税の軽減税率を受けている方が軽減措置を廃止され、例えば高額所得者が支払う所得税最高税率45%に一律合わされることになった場合皆さん納得されますか。高額納税者から見た場合、税金を軽減されている方は本来支払う税金をため込んでいるのでしょうか。益税をため込んでいるのでしょうか。なぜ免税や軽減税率があるのか、それは経済体力に合わせて応分の負担を求める代わりに、低所得者には過度な税負担を強いることなく生活を安定させ、社会を安定させることが目的だからです。過度な税負担をして生活が成り立たず、生活保護や犯罪、自殺者が増えて行政コストが増えてしまったら本末転倒ではありません。

せんか。この未曾有の経済不況の中で、10月1日からインボイス制度を導入し消費税を増税することは論外中の論外であり、赤字企業にも課税するような消費税制度は本来即刻なくすべきです。これ以上、倒産や自殺者を増やしてはなりません。

はっきり言わせていただきます。

私は、共産主義者でもなければ左翼思想家でもありません。日本国の伝統文化を守り、本気で市民生活を守りたいだけの保守派です。竹原市議会の先輩議員の皆様、新人議員から厚かましいお願いかもしれませんが、このインボイス制度の延期のために、左右の思想、党利党略を超えて御賛同ください。よろしく申し上げます。今の総理大臣の岸田さんは広島の方です。竹原から声を届けましょう。

これで、私からの賛同理由について説明を終わります。貴重なお時間を承り、厚く感謝申し上げます。御清聴ありがとうございました。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私も、請受第5-1号消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書に賛成討論をしたいと思います。

この請願者の切実な訴えというのは、竹原市で10月1日から消費税インボイス制度が実施されたら、市内の零細業者、免税事業者は事務負担の増加と実質消費税増税で事業が廃業や倒産に追い込まれてしまう。今の竹原市の状況で業者の廃業や倒産が増えると竹原市の地域経済がさらに落ち込んで寂れてしまう。この請願書は竹原市の経済が回復するまで、竹原市経済が元気になるまで消費税インボイス制度の実施延期を強く求める内容です。

9月9日付の地方紙にはインボイス浸透不十分、制度開始まで3週間、小規模事業者に不安もとの見出しです。

さらに、広島国税局は免税事業者は消費税の納税の仕組み自体なじみが薄く、さらに複雑なインボイス制度は理解が難しいとの声もあると認めています。

請願者の訴えというのは、地域経済を担う小規模事業者は存続の危機に瀕しており、物価高騰対策などの支援が現在切実に求められています。小規模事業者にとっては、消費税は消費者から預かっているという税金ではなく単なる価格の一部であり、価格を幾らに決められるかは力関係によって決まります。取引において消費税を価格に上乗せできなくても、全ての商品は税込みとして計算されるため納税を迫られてしまいます。政府は、新たに161万人の事業者がインボイス制度の対象となり消費税増収になると試算しているよ

うに、インボイス制度は税率変更を伴わない消費税増税です。竹原市の地域経済を守り活性化させることは我々市議員の大切な責務ではないでしょうか。ぜひともこの消費税インボイス制度の実施延期を求める請願書に賛成して、竹原市の零細業者、免税事業者を守っていただきたいことを切に願うものであります。

以上でこの請願書の賛成討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

請受第5－1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

起立少数であります。よって、本案は不採択と決しました。

---

#### 日程第10

議長（大川弘雄君） 日程第10、陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書を議題といたします。

本件は民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番下垣内和春民生都市建設常任委員会委員長。

民生都市建設常任委員会委員長（下垣内和春君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

継続審査となっております陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書につきましては、令和5年7月31日に現地視察の実施、また令和5年8月25日にこの要望書についての陳情者の意見を聞くため参考人招致を実施させていただきました。

以上、慎重審査の結果、陳受第5－6号中通小学校区内の生活道路・橋梁整備の要望書につきましては、全会一致で採択したことを報告いたします。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論、採決いたします。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

陳受第5－6号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定しました。着席をお願いします。

起立全員であります。よって、本案は採択と決しました。

---

#### 日程第11

議長（大川弘雄君） 日程第11、報告第9号損害賠償額の決定についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） ただいま議題となりました報告につきまして御報告申し上げます。

議案説明書の13ページを御覧ください。

報告第9号損害賠償額の決定について御報告申し上げます。

本件は、物損事故に伴う損害賠償額について、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分したものであります。

事故の概要を申し上げますと、令和5年8月30日、竹原市忠海東町3丁目において、竹原市立忠海学園の樹木伐採等環境整備中に伐採木が落下したことにより、相手方から作業用に賃貸借した車両の一部が破損したものであります。その後、相手方との話合いの結果、車両の修理代10万5,600円を賠償することで示談が成立し、令和5年9月7日

に専決処分したものであります。どうぞよろしく願います。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

以上で報告第9号を終わります。

---

## 日程第12

議長（大川弘雄君） 日程第12、議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ただいま議題となりました議案につきまして御説明申し上げます。

議案説明書の14ページを御覧ください。

議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減制度が新設されたため、必要な規定を整備するものであります。

改正の内容につきましては、国民健康保険の被保険者が出産する予定の場合または出産した場合には、当該被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額を、単体妊娠の場合は出産前後の4か月分を、多胎妊娠の場合は出産前後の6か月分を減額するものであります。どうぞよろしく願います。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第12、議案第61号竹原市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、民生都市建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、9月19日、20日、21日、25日は10時から決算特別委員会の付託案件の審査を行い、27日は9時から議会運営委員会を、10時から本会議を開きます。

なお、9月5日に開催されました第1回決算特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、委員長に今田佳男議員、副委員長に道法知江議員を選出しておりますので、御報告いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時35分 散会